

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を定めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>本協定は、名古屋鉄道名古屋本線岐南～名鉄岐阜駅間鉄道高架化事業（以下、「鉄道高架化事業」という。）と関連する岐阜市内における高架側道整備事業（関連側道、付替側道を指す）（以下、「側道事業」という。）において、令和7年度における岐阜県の費用負担について、「名古屋鉄道名古屋本線岐南～名鉄岐阜駅間鉄道高架化事業に伴う高架側道の整備に関する確認書」（以下、「確認書」という。）に基づき負担するもの。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>令和4年6月7日、岐阜県と岐阜市で締結した確認書第4条に基づき、側道事業の費用の一部を岐阜県が岐阜市に負担することとしているため。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>側道事業は、令和4年7月15日、都市計画事業認可を取得し、岐阜市が施行者としており、なおかつ、岐阜県と費用負担の確認書を締結していることから、岐阜市と協定締結することが適當である。</p> <p>以上のことから岐阜市は、令和7年度費用負担に関する協定締結者として唯一の者である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。